

○国立大学法人東京工業大学オープンファシリティセンター共用設備等の利用に関する規程

令和3年4月28日
OFC規程 第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京工業大学（以下「本学」という。）オープンファシリティセンター（以下「センター」という。）における共用設備等の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共用設備等」とは、センターが維持管理し、及び運用する装置及び付属する設備であって、別に定めるものをいう。

2 この規程において「利用」とは、共用設備等を用いてデータ等の取得及び試料等の処理等を行うこと（センターの職員による技術代行又は技術支援等を伴うものを含む。）をいう。

(利用資格)

第3条 共用設備等を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の構成員（本学の教職員、学生、東京工業大学特別研究員等）であって、かつ、利用料を本学の経費により支払う者
- 二 前号以外の者（以下「学外者」という。）であって、本学オープンファシリティセンター長（以下「センター長」という。）が共用設備等の利用を認めた者

(利用用途の範囲)

第4条 共用設備等は、その利用用途が次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り利用することができる。

- 一 利用が、科学技術又は産業技術の発展を目的とする活動の一環であること。
- 二 利用が、営利を直接の目的としていないこと。
- 三 利用が、本学の業務遂行上の妨げとなるおそれがないこと。

(利用手続き)

第5条 共用設備等の利用を希望する者は、当該共用設備等を管理するセンター各部門において、所定の手続きを経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学外者が共用設備等の利用を希望する場合は、事前に研究基盤戦略室を通じて、センター長の許可を得るものとする。

3 前項の学外者の利用許可にあたっては、センター長は、次に掲げる要件が全て満たされていると認める場合に限り、共用設備等の利用を許可することができる。

- 一 反社会的勢力等と関係を有していないこと。
- 二 利用目的に関して、安全保障輸出管理上及び情報管理上の懸念がないこと。

三 利用が、平和利用であり、また我が国の産業競争力を損なうおそれがないこと。

四 利用が、公序良俗に反しないものであること。

五 利用者又は利用者の所属組織が利用料金を支払う十分な能力を有していること。

六 前各号に掲げるもののほか、共用設備等の利用が不相当と認められる特段の事由がないこと。

(利用料)

第6条 センターは、共用設備等の利用者から、利用の対価としての利用料を徴収する。

2 前項の利用料の額は、各共用設備等及び利用形態に応じ、次に掲げる費用に基づき算出し、別に定める。

一 機器利用及び保守管理に関する消耗品費及び光熱水費

二 メンテナンス費及びオーバーホール費

三 共用設備等の減価償却費

四 施設等の運営費

五 技術支援に伴う人件費

六 共用設備等の利用に要する事務的経費

七 技術指導

八 その他共用設備等の利用に際し必要な経費

(利用者の責務)

第7条 利用者は、利用の対価としての利用料を、所定の期日までに支払わなくてはならない。

2 利用者は、論文等により共用設備等の利用の成果を公表する場合は、当該共用設備等を利用した旨をセンター指定の書式に従い記載をしなければならない。

3 利用者は、研究基盤戦略室が行う共用設備等の利用に関わる基礎データ収集に協力しなくてはならない。

4 利用者は、分析結果、加工品等の共用設備等を利用して得た全ての成果物の譲渡又は転売等により、利益を得てはならない。

5 利用者は、共用設備等の利用により得た知見により特許出願を行う際には、研究基盤戦略室へ報告しなくてはならない。

(損害賠償義務)

第8条 利用者は、共用設備等を汚損、損害、若しくは滅失し、又はこの規程に違反したことにより本学に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(知的財産権)

第9条 利用者が共用設備等を利用したことにより得られた知的財産権は、原則として利用者に帰属するものとする。ただし、センター職員による技術支援等を受けた場合又は当該知的財産権が共用設備等若しくはセンターが予め

用意した操作，運転等の方法に係るものである場合には，利用者は，センターと当該知的財産権の帰属について，協議するものとする。

（法令等の遵守）

第10条 利用者は，共用設備等の利用にあたっては，この規程のほか，本学の規則及び関連する法令等を遵守しなければならない。

（免責）

第11条 センターは，利用者に共用設備等の利用方法等において重大な誤りがあり，かつ，当該誤りについてセンターに故意又は重大な過失が認められない場合には，損害賠償責任を含む一切の法的な責任を負わないものとする。

2 前項において，当該誤りについてセンターに故意又は重大な過失が認められた場合，センターは利用者と協議のうえ，次の各号のいずれかにより対応するものとする。

一 センターの費用負担による当該共用設備等の利用のやり直し

二 当該利用に関して利用者が支払った利用料の返還

3 利用者が共用設備等を利用して得た成果物を利用することにより生じた損害について，センターは，一切の責任を負わないものとする。

（非公開契約）

第12条 第3条第二項に該当する者は，機密性の高い利用について，本学と成果非公開契約又は利用非公開契約を締結することができる。この場合において，センターは，第7条に規定する利用者の責務の一部を免除することができる。

附 則

この規程は，令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。